

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス保証）

（2019年10月1日現在）

商品名	教育ローン（学費オンリープラン）
ご利用いただける方	○区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上65歳以下。（完済時年齢が70歳以下） ○継続して安定した収入のある方。 ○専門学校・短大・大学・大学院に就学予定又は就学中のご子弟のいる方。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○対象学校に関する以下資金 （1）入学金、授業料（授業料は前期・後期分の1年を上限に一括融資可） （2）入学金、授業料と同時納付可能である施設使用料、教材費、研修費 *借換の申込みは不可
借入金額	○10万円以上500万円以内。（1万円単位） *医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内。
借入期間	○6ヶ月以上15年以内。（元金据置期間含む）1ヶ月単位 元金据置期間は以下のとおりとします。 （1）入学前7ヶ月間以内。 （2）卒業予定年月までの在学期間以内。 （3）卒業後の3ヶ月以内。 *留年、留学で卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長不可。
融資方法	○借入者口座経由の学校振込。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。

教育ローン（ジャックス保証）

保証人	○原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は徴求致します。				
団体信用生命共済	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。 <table border="1" data-bbox="539 421 1350 519"> <tr> <td data-bbox="539 421 1139 468">団体信用生命共済名</td> <td data-bbox="1139 421 1350 468">加算利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 468 1139 519">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td data-bbox="1139 468 1350 519">年0.25%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.25%
団体信用生命共済名	加算利率				
団体信用生命共済（特約なし）	年0.25%				
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.60%				
手数料	① 全額繰上返済の場合…無料です。 ② 一部繰上返済の場合…無料です。				
必要書類	(1) 本人確認書類…運転免許証・パスポート等、当JA所定のもの。 (2) 所得を証明する書類 給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書の写し。 自営業者…納税証明書（1・2）または確定申告書（受付印のあるもの）の写し。 (3) 資金用途を確認する書類 入学金納付書、授業料納付書等				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0120-392-125）にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。				

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 成田市